

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊(ソリューション)【現改比較表】 2023年3月1日現在

～2023年2月28日

2023年3月1日～

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (ソリューション)

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (ソリューション)

別紙 提供条件等

別紙 提供条件等

2 各メニュー等の提供条件等

2 各メニュー等の提供条件等

(1) らくらくソリューション

(1) らくらくソリューション

A ストレージ・リモートアクセスに係るもの

A ストレージ・リモートアクセスに係るもの

メニュー	用語の意味
ストレージ・リモートアクセス	1～6 (略)
ストレージ機能	1～5 (略)
リモートアクセス機能	1～3 (略) 4 当社は、最大接続ID数に応じてメニューを定め、メニューに応じて1ID当たりの 月額定額料 金を定めます。 5～11 (略)
備考 (略)	

メニュー	用語の意味
ストレージ・リモートアクセス	1～6 (略)
ストレージ機能	1～5 (略)
リモートアクセス機能	1～3 (略) 4 当社は、最大接続ID数に応じてメニューを定め、メニューに応じて 1の料金月における1ID当たりの時間料金および月額上限定額料 金を定めます。 5～11 (略)
備考 (略)	

B 料金算定方法

B 料金算定方法

(B) リモートアクセス機能

(B) リモートアクセス機能

b リモートアクセス機能に係る利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において次表に掲げる算定方法及びWeb料金表に基づき、算出するものとします。

b リモートアクセス機能に係る利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において次表に掲げる[料金種別ごとの](#)算定方法及びWeb料金表に基づき、算出するものとします。

料金種別	内容

料金種別	内容

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊(ソリューション)【現改比較表】 2023年3月1日現在

～2023年2月28日

2023年3月1日～

月額固定

- 1 月額固定(ID料金)は、Web料金表に規定する1ID当たりの月額定額料金を用いて算出するものをいいます。
- 2 利用時間にかかわらず、最大接続ID数に、Web料金表に規定する1ID当たりの月額定額料金（その最大接続ID数が属するメニューのものに限ります。）を乗じたものを月額料金として適用します。なお、月額固定料金は日割りしません。
- 3 1の料金月においてリモートアクセス機能に係る最大接続ID数の変更があった場合は、当社は、その料金月において最大となる最大接続ID数にWeb料金表に規定する1ID当たりの月額定額料金（その最大接続ID数が属するメニューのものに限ります。）を乗じたものを月額料金として適用します。

従量上限(ID料金)

- 1 従量上限(ID料金)は、Web料金表に規定するID当たりの時間料金及び月額上限料金を用いて算出するものをいいます。
- 2 当社は、従量上限(ID料金)を算出するための1の期間を次のとおり定めます。
1の料金月において、最大接続ID数が同一である期間（1の料金月において該当する期間が複数あるときは、それらの複数の期間を合算した期間とします。）
- 3 当社は、従量上限(ID料金)の1の期間における料金（以下本欄において期間料金といいますが、）を次のとおり算出します。
(1) 1の期間の合計時間に、その1の期間における最大接続ID数とその最大接続ID数が属するメニューのID当たりの時間料金を乗じて、その期間に係る時間料金を算出します。

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊(ソリューション)【現改比較表】 2023年3月1日現在

～2023年2月28日

2023年3月1日～

- c 当社は、リモートアクセス機能に係る料金については、共通編料金表通則第1項にかかわらず日本時間（JST）を用いて計算します。
- d 契約者は、リモートアクセス機能の利用開始の日を含む料金月の翌料金月から起算して、リモートアクセス機能の利用終了の日を含む料金月までの利用料金の支払いを要します。
- e 1の料金月において利用開始と利用終了があった場合は、契約者は、利用終了の日を含む料金月として支払いを要します。
- f 当社は、リモートアクセス機能の工事費をWeb料金表において定めます。

- (2) (1)の1の期間における最大接続ID数に、その最大接続ID数が属するメニューに係るID当たりの月額上限料金を乗じて、その1の期間に係る月額上限料金を算出します。
- (3) (1)で算出した時間料金と(2)で算出した月額上限料金を比較して、いずれか低額となる料金を、その1の期間における期間料金として適用します。

4 当社は、1の料金月におけるそれぞれの期間料金を合算して得た額と、その料金月の最大月額上限料金（その料金月における、それぞれの期間に係る月額上限料金のうち最大となるものをいいます。）を比較して、いずれか低額となる額を、その料金月における月額料金として適用します。

備考 リモートアクセス機能の時間料金の算出に用いる合計時間は、1分に満たない端数時間を分単位で切り上げたものとします。

- c 当社は、リモートアクセス機能の工事費をWeb料金表において定めます。